

平成 27 年 9 月 25 日
公益社団法人日本助産師会 安全対策委員会

(2015 年 9 月) =====
無介助分娩の対応について

今年度も『無介助分娩』に関する事例が報告されました。助産院で通常の妊婦健診をしていたものの、「自宅で分娩した」との連絡が入り、来院を勧めるが「すべて自己責任において様子をみたい」と全くその後の介入が出来なかったという事例です。

『無介助分娩』については以前にも助産師会から警告・その対応についての文書を HP にて掲載してきました。今一度、どうかご確認ください。また最近では、こうした事例の背景に児童（胎児）虐待や DV などの問題も懸念されています。所属する都道府県助産師会での事例の共有のみならず、地域の保健センターなど行政とも連携をとり、再発防止に努めてくださいますよう、ご協力よろしく願いいたします。

※ 以下再掲

(2009 年 1 月) =====
警告！！ 生まれてから助産師を呼ぶ無介助分娩に巻き込まれないようにして下さい！！

最近、医師や助産師などの専門家の介助無しに夫婦だけで出産をする無介助分娩（プライベート出産とも言われています）を推奨する本「あなたもできる自然出産」（本の泉社）が出回っています。また、数年前、育児文化の推奨する無介助分娩が大きな社会問題になったが、最近、再度その指導が出回り、無介助分娩が増えてきています。それに伴う事故も起こり、開業助産師がそれに巻き込まれる例が全国的に起こっています。

開業助産師の皆様は、特に注意深く、その傾向を見抜き、発見した時は、その危険性を指導し、絶対に専門家のもとで分娩するよう指導して下さい。安易に係わり、それに巻き込まれないようにして下さい。

その防止のためには、「助産所業務ガイドライン」を遵守し、さらに妊娠初期・中期から継続的に係わる事例を取り扱うことに努めて下さい。

最近ニュース等で話題になっているように、全国的に、産科病棟の閉鎖が相次ぎ、緊急時のみの患者受け入れは、非常に困難な現状があります。

開業助産師の皆様、絶対に、無介助分娩に巻き込まれないよう、注意して下さい。直接係わっていない場合でも、無介助分娩にまつわる情報を入手された場合は、本会事務局にご連絡下さい。

(2012年5月)=====

無介助分娩の対応について

専門家の介助なしに夫婦や家族だけで出産する、いわゆる「無介助分娩」「プライベート出産」に関わった結果、問題が生じた事例が、平成 23 年に開業助産師から複数報告されました。

妊婦健診の受診はあったが、分娩開始時には連絡がなく分娩後しばらく経ってから連絡が入り、ケアにあたったケース、全く受診歴のない産婦から分娩中に突然連絡が入り、ケアを依頼されたケースなどです。

現在明らかになっているのは、出生証明書の記入や費用請求などの問題です。出生証明書は、助産師自ら分娩介助することなしに交付はできません（保助看法 40 条）。費用については、事前に両者の了解がなかったことからトラブルが生じています。

私たち助産師は、常に妊産褥婦に寄り添い、ひとりひとりの個性や価値観を尊重する立場にあり「助産または保健指導の求め」を拒むことは出来ません（保助看法 39 条）が、同時に社会的に責任ある立場にもあり、安易に母子の生命を危険にさらすような行為をする夫婦・家族には厳しい対応をとらなければならないことがあります。

このような事例に関わったときは、「ハイリスクを想定した対応をする」「複数の助産師で対応する」「救急車の要請を助言する」など、慎重な対応をお願いします。

また、このような事例若しくはその可能性があると判断された場合には、前述のような観点から、迅速に日本助産師会・都道府県助産師会へご連絡下さい。